



大阪市消費者センターに寄せられた

## 特殊詐欺



特殊詐欺警報発令中♪



に関する相談のまとめ

特殊詐欺に関する相談は全体の約8%寄せられています。年代別にみると、60歳代以上の方からの相談が一番多く、契約当事者からの相談だけでなく、家族や見守りされている方からの相談も多く寄せられました。

10月10日時点

受付月	相談受付件数 (特殊詐欺)
4月分	1,943 件 (174件)
5月分	1,851 件 (132件)
6月分	1,979 件 (190件)
7月分	1,943 件 (153件)
8月分	1,743 件 (126件)
合計	9,459 件 (775件)

※ PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステムより)

相談内容の多くは主に、電話やメール等で、身に覚えのないサイトの利用料金の未納と称して高額請求してくる**架空請求**や、サイトにアクセスしただけで契約が成立したかのように思わせて法外な料金を請求する**不当請求**に関する相談が多くを占めています。

最近では、支払手段としてコンビニで電子マネーやギフト券を購入させて、カードの裏にある番号をメール等で教えるよう要求してくるなどの手口が急増しており、お金を支払ってしまうと返金されることが難しい状況になっています。

身に覚えのない不審な電子メールや勧誘電話を受けたら、相手にせず、すぐに**最寄りの警察署**もしくは**大阪市消費者センター**へご相談ください。

また、勧誘電話が多くてお困りの方は、留守番電話の設定や、迷惑電話防止対策付きの電話機を利用することが有効です。

一人で悩まず、  
まずはご相談ください!

- ・警察相談専用電話 (#9110) もしくは最寄りの警察署
- ・消費者ホットライン 188 (局番なし)

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

受付：毎日 10時～17時 (12/29～1/3を除く)



消費生活相談窓口



メインキャラクター  
エルちゃん